

職員によるハラスメント問題調査特別委員会会議録

(令和7年12月16日)

※一部抜粋

交野市議会

# 職員によるハラスメント問題調査特別委員会

## 時 間

10:00～12:07

## 案 件

### 1. 付託案件審査について

議案第102号 交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会設置条例の制定  
について

議案第103号 市長及び副市長の給料月額の特例条例の制定について

### 2. 法務支援について

### 3. その他

## 出席委員（8名）

委員 長	野 口 陽 輔	副 委 員 長	藤 田 茉 里
委 員	三 浦 美 代 子	委 員	松 永 隆 太
委 員	皿 海 ふ み	委 員	松 村 紘 子
委 員	岡 田 伴 昌	委 員	坂 本 顕

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（4名）

議 員	山 下 千 穂	議 員	安 部 敬 子
議 員	堀 天 地	議 員	岡 田 智 里

## 説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 本 景	副 市 長	良 幸 浩
副 市 長	山 添 学	教 育 長	池 永 安 宏
危 機 管 理 監		総 務 部 次 長	今 堀 祐 児
総 務 部 長	阿 佐 正 和	人 事 課 長	植 垣 和 貴
総 務 課 長 兼 消 費 生 活 セ ン タ ー 長 (土地開発公社 事務従事)	船 戸 貴 彰	人 事 課 長 代 理	松 井 慎 治
総 務 課 長 代 理	安 永 雄 一		

## 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 村 健 一	次 長	大 湾 桂 子
係 長	竹 村 真 仁	係 員	松 井 彰 宏

(午前10時00分 開会)

1. 委員長（野口陽輔） おはようございます。

本日は、職員によるハラスメント問題調査特別委員会を招集したところ、ご参集をいただきありがとうございます。

ただいまから、職員によるハラスメント問題調査特別委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告及び配付資料の説明を事務局から受けることとします。

1. 議会事務局長（中村健一） おはようございます。

本日の委員の出席状況を報告申し上げます。本日の会議出席委員は8名で全員出席でございます。

次に、配付資料について説明します。

まず、議案書、参考資料及び追加で請求した資料は、本会議フォルダー内の令和7年第4回議会12月定例会フォルダーにあります議案書参考資料フォルダーに格納しています。また、その他の資料は、職員によるハラスメント問題調査特別委員会フォルダー内のR071216フォルダーに格納していますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

出席状況の報告及び配付資料の説明は以上です。

1. 委員長（野口陽輔） 理事者から挨拶がありましたらどうぞ。

1. 市長（山本 景） 皆様方、改めておはようございます。

本日は大変お忙しい中であるにもかかわらず、別日にてまた特別委員会を開催していただきましたこと、誠にありがとうございます。

本日審議を賜ります案件といたしましては、条例制定に関する議案が1件と特例条例の制定に関する議案が1件の以上、2件でございます。

何とぞ慎重なるご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。簡単ではありますが特別委員会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。

本日はよろしく願いいたします。

1. 委員長（野口陽輔） 議事に先立ち、お諮りします。

本日、交野市議会会議規則第117条第2項の規定に基づき、委員外議員として出席して発言したい旨の申出がありました。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長（野口陽輔） ご異議なしと認め、適宜発言を許可することといたします。

これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

まず、案件1の付託案件審査についてを議題とします。

あらかじめ申し上げます。

質疑に際し、理事者からの議案説明は省略をしたいと思います。また、各委員は初めに資料のページ数等をお示しください。

なお、質疑及び答弁は、挙手の後、発言の許可を受け、できるだけ簡潔明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されております議案第102号 交野市職員による不正な行

為等に関する第三者特別委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

これより議事に入ります。質疑はありますか。

1. 委員（松村紘子） すみません、議案書の84ページの条例本文のところでお尋ねしたいんですけども、設置第1条5におけます交野市職員による不正な行為に関する第三者調査委員会を設置するという文言におけます交野市職員というのは、この職員というのは一般職、特別職、議員、いずれを指すのかご確認させていただきたいです。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えします。

今、委員おっしゃったいずれも含む趣旨でございます。

1. 委員（松村紘子） 分かりました。ありがとうございます。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 最初からついている参考資料を見ながら、166ページからのところを見ながらなんですけれども、今後この第三者委員会を設置していくのはどのようなときなのかという。今回のみならず今後についてなんですけれども、例えばハラスメントの相談、通報があったときに、今のハラスメント防止指針では、ハラスメント処理委員会にかかっているという流れになっていますけれども、それをもう調査が必要な場合は第三者委員会に代えていくというようなことの方で、議会としても要望を出させていただいておりますけれども、そのあたり現時点でお考えはいかがでしょうか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

現状につきましては、条例の第1条で規定しておりますとおり、法令違反等の不正な行為であったり、社会的に非難を招くような不適切な行為というところを一応前提では考えておりますけれども、今後につきましては、通報案件ということで、ハラスメントも含めて今後どうするかというところにつきましては、この第三者委員会の意見も踏まえて、最終的にどうするかというところは検討してまいりたいと考えております。

1. 市長（山本 景） もちろん第三者委員会の今回の調査の結果を踏まえて、最終的に本市としてどうするかというふうには決めることにはなろうかと思っております。

しかし一方で、今の考えといたしましては、先進市の事例を見ると、第三者委員会にそもそもふさわしいかどうかを含めての外部の有識者の方が判断をして、ふさわしいと。ふさわしいという言い方がちょっといいかどうかはあると思っておりますけれども、その分は第三者委員会で協議はするんだけど、第三者委員会でやらなくてもいいのではないかと外部の方が判断なさった場合は、第三者委員会にかけずに判断をするというようなケースもあるので、多分いろんなやり方があると思っております。

いずれにせよ、今回のやはり課題といたしましては、やはり市がジャッジをするということが果たしてどうなのかというところでは、恐らく委員の皆さんがお思いになっていると思っております。できるだけ外部の有識者の方々に判断を委ねる方向で、本市としては考えてはいきたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（皿海ふみ） 今、おっしゃった調査が必要かとかいうところも第三者の判断も入れながらということも、議会からも要望させていただいているところですけども、内部通報なりハラスメント相談、通報があった場合に、第三者委員会、今回設置条例はできたけれども、そこにつなげていく仕組みづくりということも併せて、着実に進めていただきますように

お願いしたいと思います。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにございませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） よろしく申し上げます。今の皿海委員の質問の関連になるかと思うんですけども、この第三者調査委員会が着実に機能していくためには、具体的に今ある交野市の要綱、今の要綱の見直しというのは記者会見でもおっしゃっていたと思うんですけども、それだけでは不十分なのかと思うんですが、例えばハラスメント防止指針も併せて見直しをしなければいけないとか、この第三者調査委員会の条例に対する要綱なりルール決めというの、もしかしたら必要になってくるのかもしれないんですが、そのあたりは連動させる形で、関係するものというのは見直しを同時並行で図っていくということによるのでしょうか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えします。

委員ご指摘のとおりでございます。関係するハラスメント防止指針でありますとか、この第三者条例の運用、それが要綱という形になるかどうかは現時点でははっきりいたしておりませんが、全て一体的に見直しが必要と考えております。

1. 副委員長（藤田茉里） 必要だということで、その改定する作業はどのようなタイミング。

今、言われているのは、今回問題になっている要綱の見直しについては、第三者委員会の意見を聞きながら見直しをかけていくということは明確に言われているんですけども、そのほかの連動しなければいけないものについては、どのタイミングで改定作業に入るのか。例えばハラスメント防止指針については、もう今の時点で市が他市なんかも参考にしながら改定作業を一定進めておくのか、それともそれも含めて第三者委員会に意見を聞いて、ハラスメント防止指針のこういうところも変えないといけないという意見を聞こうとしているのか、そのあたり具体的にどうでしょうか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えします。

内部通報要綱も含めて、第三者委員会のほうでその内容のほうもチェックいただくつもりです。関連するものを一体的に見直すといいましたが、やはりチュウガカカってくるのは内部通報要綱かと思っております。ですので、基本的には、委員会のそういった精査、それから報告を待ってももちろん改定にかかりたいと思っております。

1. 副委員長（藤田茉里） 適切なタイミングで、やはりちゃんと連動し合えるようなものにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにありませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） すみません、続いて、条例の本文中の第2条の所掌事務のところ質問させていただきます。

この所掌事務のところには、委員会は市長の諮問に応じというところがありますが、市長と委員会の関係性はどのように理解をすればいいのか。心配されることとして、こうした条例上の立てつけになることによって、例えば第三者委員会の独立性がどこまで担保されるのかということが、少し疑問に残るんですけども、このあたりはどういうふうに理解をしておけばよろしいですか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えします。

まず、市長と委員会の関係性ですが、第1条にもありますように、地方自治法第138条の4第3項に基づく長に対する附属機関の位置づけになります。したがって、長か

ら諮問を受け、必要な事項を審議、審査する、調査するそういったところは、他の附属機関と変わるところはありません。ですが、委員おっしゃるとおり、その運用いかんによっては、恣意的な運用になってはいけませんので、例えばその要綱ですとかそういった明文な形でまとめるであるとか、あるいは公表等をするであるとか、第三者委員会の意見も踏まえてそこは詰めていきたいと考えています。

1. 副委員長（藤田茉里） 今回、臨時機構を立ち上げてこの委員会をそこに設置するという事になっているんですけども、臨時機構の委員会には事務局を置く。その事務局の職員というのは、交野市の職員が担うということになると思うんですけども、独立性を担保するといっても市の職員ですので、市の人事というところとの関係性で、どこまで本当に独立性が事務局との間で担保できるのかというところを少し懸念するところではあるんですけども、そのあたりを職員に対して、その独立性を担保する、第三者委員会の調査員だけでなく事務局職員に対しての独立性をどういうふうに担保しようとしているか、そのあたりは今、想定というか考えておられますか。

1. 副市長（良 幸浩） 事務局につきましては、今、市長直轄で考えております。また、事務局のその職員につきましても、やはりその関係性等を配慮をきちんとするために、今回については、第三者委員会のほうで事務局職員として適当かどうか、適正かどうかということについてもきちんとご意見を伺った上で、職員のほうについても選任をさせていただけたらと思います。

また、そのことについてもその第三者委員会として、またその関係性というところについては、案件によってまた変わってくる可能性とかもありますので、事務局機能の在り方、設置の仕方、また職員の選任の仕方につきましても、第三者委員会で併せてご意見を伺って、制度の中の組み込みを将来としてさせていただけたらと考えております。

今回については、市長直轄で設置をしまして、その職員についてもその第三者委員会のほうで事前に職員として適当かどうか、適正かどうかということについてもご意見を伺った上で、配属をさせていただけたらと思っております。

1. 副委員長（藤田茉里） ということは、まず例えば第1回目の第三者委員会が開かれるときには、もうその事務局の職員というのは配属済みなのか。1回目ですでに職員の適正というところを図っていただくのか、そのあたりスケジュールを教えてください。

1. 副市長（良 幸浩） 今、弁護士会のほうで委員の選任のほうも並行してさせてはいただいているところがございます。それは事前行為ということでご容赦、ご理解をいただければと思います。

その中で、職員の選任についても併せて今、調整ということをさせていただいております。今、副委員長おっしゃられるように、まず設置をしてから正式な会議として意見を聞くのか、準備行為として意見を聞くのかということについては、今併せて調整をさせていただいているということでご理解をいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

1. 副委員長（藤田茉里） その職員の配置に絡んで、まず、執務室とか個人情報保護をしないといけないということで、中には他市ではもう鍵のかかった孤立した部屋を用意して、もうそこは基本的にその職員の出入りしか認めないとか、そういう物理的な面での守秘義務をかけるというような対応をしているところもあるみたいなんですけれども、なかなか狭い

中でどこにそれを造れるのかという具体的なところを、今どういうふうに設置しようとしているか、そのあたり確認したいです。

1. 総務部長（阿佐正和） お答えします。

委員ご指摘のとおり、内部通報の性質上、やっぱり守秘というところが大事になってきますので、それにつきましては一定スペースを確保した中で、ご指摘いただいたような形でしっかり隔離するような形のできる限りそういう対応をしてみたいと考えております。

1. 副委員長（藤田茉里） できればワンフロア造りに市としてはしていこうという別館もそうですが、やっていますけれども、やはり個室で対応すべきかというところは要望しておきます。

あと例えば、パソコンのインターネット回線、例えば情報パソコンを今、皆さんが使っている情報パソコンをその事務局に置くのであれば、例えば共有のクラウドを使うとかそういうことになるかというふうに思うんですけども、兵庫県の場合でも情報漏えいの問題が起きて、今、条例改正ですか情報漏えい対策として、そういうインターネットなどのそこを独立させるみたいなことを報道でも言われていましたけれども、どういうふうにその事務局の使うパソコンを情報漏えい対策するかというのは考えていますか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

いわゆるパソコン関係の情報漏えいというところでございますけれども、現時点で今、具体的に特別にこうしようというところはございませんけれども、基本的にセキュリティーは、今の情報パソコンしっかりできているという状況ですので、問題ないものと考えておりますし、例えば内部から見るとかというところになってきますと、本当にスタンドアローンでもインターネット回線につながらないパソコンみたいなものが、一番安全なのかとは思っているんですけども、ただそこまでしなくても今のパソコンのセキュリティーのレベルから言えば、十分対応できるのかというところでは考えております。

1. 副委員長（藤田茉里） ちょっとしつこいようですが、例えばクラウドに入れる。今もクラウドを使っていると思うんですけども、クラウドに入れてその入ったデータというものが、ほかの情報パソコンでももう1回見れる、情報が引き出せるとかそういうふうにはなっていないんですか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

少し詳しく申し上げますと、一応共有フォルダーと所属フォルダーというものがございまして、共有フォルダーに関しましては、基本的には全部の職員が見れるというフォルダーになります。所属フォルダーに関しましては各所属になりますので、今回臨時機構を立ち上げれば臨時機構の職員しか見れないというところのフォルダーになりますので、その部分でしっかりセキュリティーができるかと考えております。

1. 副委員長（藤田茉里） 分かりました。

それから、その事務局に配属される職員はほかの業務と兼任なのか、それとも専任でこの第三者委員会が設置されている間というのは、もうその事務だけをあなたの仕事ですということ、何ていうんですか異動といいますか辞令が出るのか、そのあたりはどういうふうになりますか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

今、現状想定しておりますのが、基本的に兼任の職員と専任の職員は1名置きたいというふうには考えております。弁護士会ともお話をさせていただきまして、ちょっと業務量の部分もございまして、なかなか専任を複数人雇えるほどのいわゆる業務量にはならないというところですので。当然、中の審議に関しましては委員会でやっていただきますし、事務的なところ、報酬の支払いであったりとか日程調整であったりとかというところだけになりますので、ちょっと複数人の選任というところは今のところ考えておりません。

1. 副委員長（藤田茉里） 日弁連のほうだったか消費者庁のほうだったかちょっと定かじゃないんですけども、事務局職員のどういう事務をするかというときに、例えば第三者委員会が開かれたそこでの議事録の作成とか、あと証拠書類とかいろいろ出てきたときに、その保管とどのタイミングでどこに返すかとか、そういうこともちゃんとその事務局の仕事として、保存と最終の返却とかというのやらなくちゃいけない。

これを見ていると、事務局は事務局で事務的な作業というのは、実際委員会を動かしていくと出てくるのかと思うんですけども、そのあたりは1名専任で1名は兼任という体制で十分賄えるんですか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

委員会の審議の内容については、基本的には事務局は関わらないという整理になろうかと思えます。日弁連のほうにもそういう整理になっておりますので、そこに関しては委員の皆さんでご担当いただくというところを今、想定しておりますので、基本的には業務量としてはそんなに多くの業務が今、あるというところでは想定はしておりません。

1. 副委員長（藤田茉里） 議事録の作成とかというのには関わらなと思うんですけども、それも関わらないんですか。どういうふうにするんですか。

1. 総務部長（阿佐正和） 例えばヒアリングをしていただいて、その内容であったりという書類作成につきましては、基本委員の方にやっていただくこととなります。基本的に事務局は、その辺に関して一切関わらないということになりますので、本当に補助的な事務というか、本当に例えばヒアリングの日程調整であったり、報酬の支払いであったりという事務的なところのフォローになろうかと思えますので、そういうところかというと、そんなに大きな業務になるというところでは考えておりません。

1. 副委員長（藤田茉里） 分かりました。

それと、兼任の職員を1人置くというふうにも今、検討されているんですけども、今の説明だと、そこまで第三者委員会の調査の内容とかを知り得ることというのは、可能性としてはないのかというふうには思うんですが、ほかの業務に携わっているときに利害関係者がそこにいた場合とかというと、情報をうがった見方をすれば、聞き出そうとか日常会話の中でぼろっと言ってしまおうとか、スケジュールとか、今度はこういう調査するみたいとかと言っちゃおうというのも駄目だと思うんですけども、兼任だとその責任プレッシャーというのはかなりかかるのかというふうにも心配してまして、できれば専任のほうがいいのではというふうにも思うんですが、そのあたりは心配ということはないんでしょうか。

1. 総務部長（阿佐正和） 基本的に中立性の担保というところが一番大事になりますので、その辺の基本的な審議内容については、事務局が知り得る立場にはならないというところでも今、想定しておりますので、具体的な今、調査はこういうことをしているというところは多分知り得ないと思えます。

ただ、日程調整等に関しましては、ヒアリング者に対して委員会から依頼があれば、その時点で日程調整させていただくというところになりますので、あまりその守秘的なところで大きなプレッシャーがかかるというところは、今のところは想定はしておりません。

1. 副委員長（藤田茉里） どこまで厳重にすれば十分かというのは、明確な基準はないとは思いますが、やはり任命するときには、事前に書面なり口頭も併せて、こういう守秘義務が課せられていますと、違反した場合こういう罰則がありますということも併せてちゃんとお伝えをして、任命していただくということを重ねてしていただきたいと思います。

それから、委員会が開かれるときに証言者なりが呼ばれることになると思うんですけども、その方の個人情報、やはりどこで開くか、どこで開かれているかが分かってしまったときに、出入りをほかの職員なりが見て、呼ばれているとかそれもやはり気になるところなんです。証言しにくい環境というのはよくないので、そのあたりをどう整えようとしているのか、そのあたり確認しておきます。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

今、弁護士会のほうと調整させていただいている中で、今、委員ご指摘のお話が出てきています。うちでいうとそんなに大きい組織ではないので、どこかの部屋でヒアリングとなると、やっぱり特定される可能性がございますので、違う手法としては、いわゆる弁護士事務所に来ていただいて、そこでヒアリングするという手法もございますので、そこに関しましては、最初委員会が設置されたときにそういう方向でということでは、今、考えております。

1. 副委員長（藤田茉里） 分かりました。本当に証言者が特定されることを恐れて証言できないみたいなことにならないように、そこは最大限配慮していただきたいというふうに思います。

1. 委員長（野口陽輔） ほかがございませんか。

1. 委員（松永隆太） すみません、よろしく申し上げます。

今回の第三者委員会の調査範囲として、これまでの市の対応から職員さんの処分までという部分を聞いておりますけれども、そのあたり最終的に、私情が入ることというのは間違いなくないというのを、ここで断言できるのかだけ確認します。

1. 総務部長（阿佐正和） 今回に関しましては、もう外部のいわゆる弁護士の委員さんになりますので、その私情等に関しては当然入らないと考えています。

懲戒処分に関しましては、当初その第三者委員会というところで想定はしてございましたが、ちょっといろいろ弁護士会等とも話をする中で、やっぱり懲戒処分というのは内部の話になってくるので、調査の結果を踏まえてやっぱり内部ですべきというところもございますので、懲戒処分についてはその調査結果を踏まえて、内部懲罰委員会のほうで諮らせていただいて、結果を出していくというふうに進むことになろうかと思えます。

懲罰委員会の委員に関しましては、基本大体決まっているんですけども、利害関係等ある可能性もありますので、その部分に関しましては利害関係者を外した中で実行していくというところになりますので、よろしく願いいたします。

1. 委員長（野口陽輔） ほかがございませんか。

1. 委員（三浦美代子） ちょっと先ほどの阿佐部長の答弁をちょっと確認なんですけれども、別の委員さんからの質問で、パソコンのフォルダー内にどういう情報が入る可能性があるんでしょうか。職員のパソコンに担当部署しか開けることができないと言われたのが、すみませ

ん、ちょっとそこら辺を聞き逃したので教えてください。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

基本想定しておりますのは、先ほど申し上げましたとおり、基本的な日程調整であったり報酬の支払い等になりますので、そういう事務的な部分のデータであったりというところが入ってこようかと思えます。いわゆる調査内容の資料等に関しましては、調査結果が出た最終的に市のほうに文書として渡されるかと考えておりますので、間でそのような資料が職員のほうに手元に来て何かしら保存するであったり、職員が知り得る立場になることは、現状では想定しておりません。

1. 委員（三浦美代子） それで、日程だけでもやはり推測されて妨害される可能性があるのですが、厳しいと私は考えるんですが、ましてや結論が出てくるなんてなかなかかなり厳しいと思っています。

そこで、市の職員は誰がそのファイルを開けたかどうかというのを確認できるようなシステムに今、なっているのでしょうか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

データを触った職員に関しましては、多分ログが残っていると思うので、ある程度特定はできるかというふうには考えています。

1. 委員（三浦美代子） それは結果論であって、開けることができないようなそういうシステムとかはできないのでしょうか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

基本的には、ワードであったりエクセルというところも個人のパスワードが振れますので、個々人の文書であれば個人のパスワードを振れば、それを個人以外はデータとしては開けられないという形が取れますので、そういうところを徹底するというのも一つかとは思っております。

1. 市長（山本 景） 共有フォルダーじゃなく——のフォルダーなので、閲覧できる人間自体がそもそも1人ないしは兼任の方を含めて2名程度なので、逆に言ったら、それらの人以外の人が逆に見ることすらできない。部長も見れない、私も見れないという状況なので、その点をご容赦賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（三浦美代子） とはいえ、なかなか様々なニュース等の案件を見れば、そこら辺が擦り抜けいろいろあるのかということをちょっと心配しています。というのは、そういうことに対しても漏れるんじゃないかという危惧がないように、徹底した対応をお願いしたいと思います。

それと、先ほど別の委員からの質問で、調査は弁護士事務所でされるということではほぼ決定しているのでしょうか。それがここには書かれていませんので、そのあたりはどういうふうに関後、決定されるのかをちょっと確認します。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

所掌事務の範囲内での整理になろうかと思っています。先ほども申し上げましたように、弁護士会と相談しながらというところでそういうご提案もいただいております。

今後、最終的に決定するのは、委員の皆さんが決まった時点で最終的なそういうやり方でやっていくというところが、最終決定になろうかと思えますので、我々のスタンスとしては、事務所のほうでやっていただくというところでは今、現時点では考えております。

1. 委員（三浦美代子） あともう1点だけ。すみません、この条例7ですけれども、この委員会は、すみません、第6条です。委員長は所掌事務の進捗状況を必要に応じて市長に——するというこのあたりは、どのように理解したらいいでしょう。委員長からのこちらから求めることはできないというふうな意味合いでしょうか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

この部分から申しますと、基本的には委員会、委員長のほうから市のほうに報告してもらうというところを想定しております。進捗状況になりますので、ちょっとどのような報告の仕方になるかというところに関しては、委員の皆さん決まった時点で、その辺についても市のほうと協議したいというふうには考えております。

1. 委員（三浦美代子） であれば、市に伴う、またこの特別委員会の待ちの状態ということになるんでしょうか。もう少し分かりやすくお願いします。

1. 総務部長（阿佐正和） 申し上げます。

大阪弁護士会のほうと事前に調整させていただいている中では、やはり中間報告というのは、やはりこういう第三者委員会ではなかなか具体的などころまでしないというところ、いわゆる調査に影響等が出る可能性がございますので、基本的には詳細まではしないというふうには聞いております。一般的には。

ただ、今後、委員の皆さんが決定した時点で、再度その辺についてはお話をさせていただきたいというふうには思っております。

1. 委員（三浦美代子） 委員の皆さんとお話しさせていただきたいというのは、そこら辺をもう少し具体的に。先ほどからちょっと阿佐部長、言いにくいのは分かるんですけども、どういふふうなことを具体的に考えていますか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

当然、我々市としても説明責任がございますので、どこまで委員会として公表してもらえるところもございまして、当然議会からもそういうご要望もいただいておりますので、その辺も説明した上で、委員会としてどういう公表の仕方ができるかというところについて、検討していただきたいとは思っております。

1. 市長（山本 景） 現時点でこのスキームというのは、かなり大阪弁護士会様に依存しているというか、そちらにお願いしている要素が非常に高く、現時点で伺っている話では、中間報告はない。もう最終的にこうなりましたという報告、それはもう役所側もですし、議員であつたりもしくは市民の方もそうですけれども、やっぱりそういった全てのところとやはり独立性を担保する。例えば弁護士事務所を公表したらそこに問合せがいっぱい来て、いろんな意見をおっしゃる方もいるでしょうし、中間報告でもすると、やはり誰が調べているのかというのをやはり特定しようとする方もいるでしょうから、そういった配慮で大阪弁護士会様におかれましては、もう結果が出たらそちらを市側に報告をする。当然それはイコール議会のほうへもお知らせはいたしますけれども、そういうお考えでいらっしゃると思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員長（野口陽輔） ほかに。

1. 委員（皿海ふみ） 弁護士さん5名をお願いするという想定で、当初3人の予定のところを大阪弁護士会からの依頼を踏まえて5名に変更ということで、これは大阪弁護士会さんのほうから、どのような理由で5人にしてほしいというようなお話があつたのかというところを、

もう少しお聞かせください。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

やはり今回の案件につきまして、一応概要だけご説明させていただいております。やはりそのヒアリング対象等も数が多いというところもございますので、当初は3名でというところをお願いしていたんですけれども、やはり5名ぐらいいないとなかなか進めていけないというところがありましたので、そういう状況を踏まえて5名に変更させていただいたというところがございます。

1. 委員（皿海ふみ） ヒアリングの対象も多いのでということで、確かに様々な案件とかまた市の対応についても検証していただくということで、5名でしていただいても一定期間がかかることも想定されるんですけれども、その期間については、市のほうから期限をこの辺りまでにとかいうことは設けずに、委員会の第三者調査委員会の判断でしていただくということではないでしょうか。

1. 総務部長（阿佐正和） 基本的には委員がおっしゃっていただいたとおり、委員会の中でスケジュールも含めて決定していただくということになりますので、年度内で終わるか超えるかというところに関しては、調査の手法等もあると思いますので、その辺に関しては委員会のほうで最終決定していただくということになります。

1. 委員（皿海ふみ） 委員会のほうで判断していただくということで、分かりました。

それから、参考資料の168ページで諮問の内容というところで、内部通報の案件9件の事実関係の調査の日程等に加えて、内部通報制度の要綱等の検証、組織の在り方等の再発防止策ということで、今回、事実関係だけでなく組織の在り方にも踏み込んで調査していただくというところでは、全員協議会等での議会の意見も踏まえていただいているのかというふうには理解するんですけれども。

ちょっと確認として、全員協議会のときにこの内部通報があった以前、内部通報以前からも市に相談が寄せられていた件があるというような話がありましたので、そのあたり、内部通報以後だけでなく以前の市の対応についても、この第三者委員会の調査の対象になり得るというところで理解していか、確認でお聞かせください。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

諮問内容のほうには、これまでの組織の在り方というところも記載させていただいております。これに関しましては、今回の事案だけじゃなくて過去からこういう事案をどう取り扱ってきたというところのいわゆる風土的なところに関しても、踏み込んでいただきたいというふうには考えております。

1. 委員長（野口陽輔） ほかに。

1. 副委員長（藤田菜里） すみません、第2条の所掌事務のところ少し関係することだと思うんですけれども、今回の9件が内部通報されても1年放置という状態だったということで、全ての案件を第三者委員会にかけて調査するというところになったわけなんですけれども、例えば今後、今回に限らず今後も使っていく条例なので、それを踏まえての質問なんですけれども、今回の9件がもしこの条例が制定された後に内部通報されていた場合に、この9件全てが調査対象となっていたのかどうか。

今回は1年放置ということもあったので、全て9件第三者委員会の調査対象というふうにしたわけなんですけれども、今後の明確な基準、どういうものを第三者委員会に投げるかと

いうその明確な基準は、今、冒頭で全部第三者に判断してもらいたいなことは答弁されているんですけども、いろいろ今後、将来的に出てきたときにも、全部第三者に投げるということで、市として明確にこれは第三者委員会にかけるとかという基準はつくらないということでもいいのか確認したいです。

1. 総務部長（阿佐正和） 先ほど市長から答弁ございましたように、第三者委員会にかける、かけないについても、今後は弁護士というところの見解を踏まえてというところになるろうかと思えます。

今回の9件の案件に関しましては、いわゆる調査済みのもも含まれておりますけれども、今回内部通報がされたという事実を踏まえて、今回9件全て第三者委員会をかせさせていただきます。

ただ、今後については、その辺の判断がまた恣意的になったとか、そういうご批判を受ける可能性がございますので、議会側からもご提言いただいているいわゆる間に弁護士に入っただいて、する、しないの判断も客観的にしていただくという方向で考えていきたいというふうには考えております。

1. 副委員長（藤田菜里） 次に、第3条の委員のところ、まずこの委員の選任方法として、今回は大阪弁護士会に投げて推薦依頼をされているんですけども、このことが大阪弁護士会に投げる、推薦依頼をかけるということが、公平性、公正性、中立性を担保することができるというその仕組み、こちらは依頼をかけるのでリクエストできるかもしれないという疑念も持たれる可能性があると思うんですけども、そういうのが一切排除されるんですというその仕組みの部分、少し説明いただけますか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

大阪弁護士会のほうでこういう第三者委員会を設置するに当たっては、その部会がございましてそちらに依頼をさせていただきます。事案の概要の説明と当然本市の状況というところをご説明させていただいて、当然利害関係のない弁護士の方を委員として選んでいただけるので、そこに関しては我々が選任するよりも、弁護士会の中でたくさんいらっしゃる弁護士さんの中から選んでいただけるので、そういう意味では公正性が担保できるというふうには考えております。

1. 副委員長（藤田菜里） こちらの意見が入るような余地はないということで理解をしました。

将来的にもこの第三者調査委員会が開催されるとなれば、必ず交野市としては大阪弁護士会へ依頼をかけるということでもいいのか、そのあたり教えてください。

1. 総務部長（阿佐正和） 今後につきましても、案件によって利害関係のある方は変わってくる可能性がございますので、案件ごとによって委員の推薦を大阪弁護士会にお願いするという形になります。

1. 副委員長（藤田菜里） 大阪弁護士会に依頼をかけるということをどこで確約をするのか。条例上には書いていません。参考資料では、今回の件としては大阪弁護士会に依頼をかけるか書いてはいるんですけども、将来的にその確約というのがどこにもないんですが、そこはどこで担保されるのでしょうか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

基本的に内部ルールになってこようかと思っておりますので、要綱か何かでしっかり今後、職員が代わっても同じ形でできるような体制は取ってまいりたいというふうには考えており

ます。

1. 副委員長（藤田茉里） 次に、第5条の2のところですけども、今回委員に支給する報酬額なんですけれども、少し相場より安いように感じるんですけども、この金額設定で妥当なのか。相場と照らしてどうなのかというところは、どのように受け止めておけばいいのか。この金額設定について、どういう判断でこの金額になったか教えてください。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

金額設定につきましては、今、所掌事務に係る事務に従事した者が1時間2万円というところで記載させていただいております。大阪弁護士会によると、民間企業等であれば1時間3万円以上、下手したら5万円ぐらいというお話はいただいているんですけども、我々一定行政でございますし、こういうちょっと法務省の勉強会みたいなのに行っていただいて、公務であれば大体1万5千円から2万円というところもございましたので、一定2万円というところで大阪弁護士会のほうにもお話しさせていただいて、一応ご了承いただいているという状況でございます。

1. 副委員長（藤田茉里） このあたりは弁護士さんも様々いらっしゃいますので、適任の方を選んでいただけるような妥当な金額設定になっていけば、それでいいんですけども、今後も人件費が上がっていく中で、このあたりは変わる可能性があるかとは思っているんですけども。適切な金額設定、時代ごとに変えるなら変えるでやっていただきたいというふうに思います。

それから、第6条の報告のところ、先ほど三浦委員が触れていたところなんですけど、今の中では、条例としては市長に報告する必要と委員会が認めた場合、調査に支障がないと認めた場合は市長に報告するということなんですけれども、今回やろうとしている第三者委員会というのはもう完全に独立していて、市側もいつ開催されているのかとか、例えば今、中間報告の取りまとめに入っているかどうかというのも一切知り得ないまま、第三者委員会は進んでいくということになるんですか。

1. 総務部長（阿佐正和） 基本的にはそのように、どこまで進捗しているというところも基本的には、市のほうは知り得ないという状況かというふうには考えております。

1. 副委員長（藤田茉里） その基本的にはという表現が気になるんですけども、それは例外もあるということですか。市としては、例えば中間報告の取りまとめとか、ハラスメント認定については終わったとか、そのタイミング、これからハラスメント認定に入っていきますとか、そのあたりは知ろうというふうに働きかけるのか、そのあたりいかがでしょうか。

1. 市長（山本 景） そんなことを言ってしまったら、逆に我々が介入しろといっているような誤解を招くような質問だと思っております。

本市といたしましては、やはり議会の皆様からは独立性はきっちり、そしてまた被害の方からも独立性のところはかなり強く言われておりますので、知ろうとすること自体がむしろ問題だと思っております。

1. 副委員長（藤田茉里） それでいいと思います。その認識で私はいいと思います。

次に、例えば市民からは市も知り得ないときに、どうなってんねんという問合せはあるのかと思うんです。私たち議員にもきつと問合せあるのか。ほんまに調査やってんのかというそこは、市はどういうふうに対応していこうというふうには考えていますか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

内容が内部通報になりますので、先ほどのやり取りもありましたとおり、あまりちよつと公表はしづらいのかと思っています。ただ例えば人事課のほうに市民さんから問合せがあったときに関しましては、今、部会で調査中ですよというところのお答えが限界かというふうには考えるところです。

1. 副委員長（藤田茉莉） 市民もかなり注目をしている、本当に市が真摯にこの件に対して対応しているのか、調査が進んでいるのかというのは、詳しいところまで知りたいというわけではなくて、ほんまにやってんのというところでは情報というのは必要かと思っておりますので、適切な情報の提供の仕方というのは検討していただいて、公表するということは必要ではないかというふうに思います。

それから、その調査結果の議会への報告や公表についてなんですけれども、委員会から提出された後に、どれぐらいのタイミングで、まず市に報告が来ると思うんですけれども、市に報告が来た後、どのぐらいのタイミングで議会への報告、公表というのは図られるのか、そのあたりはどのように。何日以内とか決めておこななくてもいいのかとは思っているんですけれども、そのあたりいかがですか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

ちよつと調査結果がどのような形で出てくるというのがちよつと想定ができませんので。ただ市のほうに当然結果が来れば、速やかに議会のほうにはご報告させていただきたいというふうには考えております。

1. 副委員長（藤田茉莉） この公表が恣意的に使われてしまうと私はいけないと思っていまして、今、答弁がありました。本当に速やかに、市が知り得る情報というのは一定、オープンデータだと思いますので、そこについてはもう本当に速やかに議会にも知らせていただきたい、公表していただきたいというふうに要望しておきます。

1. 委員（三浦美代子） そもそもなんですけれども、9件の被害者は、私たちに一応知り得るのは、A氏、B氏、C氏、D氏とあるそういう書き方なんですけれども、総務部長、人事としたらそのあたりの個人の特定はされているんでしょうか。

1. 総務部長（阿佐正和） 内部情報でございますけれども、当然申出が出た時点で個人で出ておりますので、我々は把握しております。

1. 委員（三浦美代子） 我々というのはどの程度、どの範囲、役職どの方までご存じですか。

というのは、例えばその方たちが証言者として弁護士事務所に行く場合、現職の方、あるいは退職された方、様々どういう立場の方か分かりませんが、仕事を置いてそういう出向く場合にどういう対応になるのか。そのあたりは守秘義務として一部のそういう理事者の方がご存じの中で、どういう対応で安心して証言、弁護士事務所なりに向かっていただけなのか、そのような対応まで考えておられるのかどうかお聞きしたくてそんな質問をさせてもらいました。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

弁護士事務所のほうに出向く時間帯もあろうかと思っております。当然勤務時間に行ってくださいという話になると、当然その所属長に関してはどこまで話するかは別にして、一定の配慮について当然守秘義務も含めてですけれども、その辺の話はしないといけないかというふうには考えております。

基本的にちよつと勤務時間外に行ってもらおうと、その辺はなかなか分からないかとは思

うんですけども、ただちょっとその辺の取扱いをどうするかというところには、まだちょっと具体的には決まっておられません。

1. 委員（三浦美代子） そういう配慮もよろしくをお願いします。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにございませんか。

1. 委員（松村紘子） すみません、先ほどご答弁で、今後この第三者委員会にかけるか否かの判断は弁護士さんに任せる形になりますというふうにおっしゃられていたんですけども、この弁護士さんっていうのはどのような、どのような弁護士さんになるのでしょうか、お聞きします。

1. 総務部長（阿佐正和） 今のところちょっと具体的には決まっておられませんけれども、いわゆる顧問弁護士とかではなくて、あくまでも客観的な判断をしていただける弁護士の方をお願いしたいと思っていますので、それが委託がいいのかその都度弁護士会でとかというところも、弁護士会はどうしても時間がかかりますので、ちょっとその辺の手法については、できるだけ客観的に公正に中立にということ踏まえた中での選任はしていきたいというふうには考えてございます。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにございませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） 今回の弁護士の構成なんですけれども、弁護士さんにも経験いろいろあって、例えば警察の経験がある方とか、私も専門的に分かんないんですけども、判事の経験があるとかいろんな方がいると思うんですけども、そのあたりの弁護士さんの経験の部分では、どういう経験がある方が配置されるのかというのは、今の時点である程度分かっているのでしょうか。

1. 総務部長（阿佐正和） 現時点でちょっと委員の方がどのような方かというのは、ちょっとまだ決まっておられませんので分かりませんが、ただ我々の希望としては、裁判官経験者というところでは希望は言わせていただいておりますけれども、ちょっと結果そのとおりになるかというところは、ちょっと不明ではございます。

1. 副委員長（藤田茉里） 分かりました。

それから、今回の諮問についてなんですけれども、参考資料では抜粋という形だと思うんですけども168ページに書かれていますが、正確な諮問書というのは公開をされるのか、それも非公開の取扱いになるのか、そのあたりいかがでしょうか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

ちょっとそのまま諮問書を例えばホームページで公表するかというのは、ちょっとそこは検討が必要かと思っておりますけれども、ただ情報公開等が出てきたものに関しては、今現状の判断では公開できるものかというふうには考えております。

1. 市長（山本 景） 諮問書のうち宛名のところに関しては、当然、人の名前が入ってきます。委員長になりますので、それとそこで委員の方のうち1名が特定されてしまうので、当然そこは出すべきではないというふうに思っておりますけれども、他につきましては、情報公開請求の本市のルールにもものよっての公開にはなるのかというふうには考えておりますので、ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

1. 副委員長（藤田茉里） それから今回、諮問される内容のところ、（2）番のところに関わる表現で、これまでの表現では、組織的風土というふうな表現をされていたと思うんですけども、この風土というのがどこまでを指すのかというのがあまり明確じゃないぽやっとし

た表現だと思っけていまして、例えば一番最近で報道されていたデイリー新潮の記事を見ますと、報復を恐れて言えないとかそういうことが触れられている一文があるんです。そこまで本当に踏み込んで、それも例えば組織の風土の一つなのかもしれない。それが書いていることが事実であれば風土の一つなのかもしれないと思うんですが、風土というところにどこまでを想定して使っているのかそのあたり、もう少し具体的にイメージが持てるように、どこまでを今回の調査対象として求めようとしているのか。

ここでも組織の在り方というふうにきれいに書いてあるんですけども、これだけでは本当に徹底的な調査がされるのかというのはよく分からない部分があるんですけども、もう少し説明いただけませんか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

今回の通報案件の中にも10年前というものもございます。それが今、出てきたということをお考えますと、やはりなかなか言い出しにくい雰囲気。その言い出しにくい雰囲気が、例えば報復が怖いのかちょっと分かりませんが、事実は分かりませんが、何かしらそういう組織的な、組織だけじゃなくて個人的にもあるのかもしれないけれども、そういうところがあるのかということはお考えしておりますので、今回やっぱり10年たかないとこういう通報ができなかったということに関して、どういう問題があるのか、それが組織の在り方であるのか風土であるのか、それを報復を恐れてという話であるのかということに関して、検証してもらいたいというふうには思っております。

1. 副委員長（藤田茉莉） それから、この15日付のデイリー新潮の記事には、内部通報が今回1年放置という状態になったことによって。

（「副委員長、それは週刊誌ので質問されてもこっちは分からないので」と呼ぶ者あり）

1. 副委員長（藤田茉莉） じゃなくて。出だしの部分なんで、そこは質問じゃなくて。

書かれている部分でいうと、この内部通報が1年放置されたことによって、1年間の間に今回、加害者として通報されている人物による被害というのが起きている。本当は1年前に通報されたときにちゃんと対処していれば、そういう新たな被害は防げたんじゃないか。そこは組織としての責任が問われる部分だと私は思うんです。

今回の諮問というのは、9件の事案について調査認定をしていただくということは明確に書かれているんですけども、この1年放置というところを調査するに当たって、過去の分10年間、10年前のものも出てきたというその過去の分の振り返りの風土という部分の調査は、今、答弁されるんだろうと思うんですけども、通報された令和6年7月から今の時点でのこの1年間で、どういうことが起こっていたかとかいうところまで踏み込むのか、そのあたりいかがでしょうか。

1. 市長（山本 景） ご指摘のことは通報もされていませんで、週刊誌をネタにあたかもその間に。

1. 委員長（野口陽輔） それを決めるのは委員長の私が、発言を止めているので。

1. 市長（山本 景） あたかも通報されていないのに、何かをやったと決めつけて調査を求めるといのはちょっと違うのではないかと。もちろんその間の行為に関しまして、通報がされるような事案があるんだしたら、それは当然それはそれで市といたしましては適切に対処はしたいというふうには考えているところがございます。

1. 委員長（野口陽輔） ちょっと条例の審議を今、しているわけですけども、ちょっと中のほうまで入り込みかな。それは私は認めているんで、理事者側には必要はないんですけども、も

うちょっと簡潔明瞭に質問だけをしてもらいたいということをお願いします。

1. 副委員長（藤田茉里） すみません、私たちが今回のことを公正に判断しようと思えば、1年放置に対する組織的な部分の責任というところでは、やはり放置したことによって、この今に至るまでの間にどういうことがあったのか、なかったのかということも、放置していなければこは防げたというようなことも含めて、やはり内部通報がされた時点でちゃんと対処できなかったということの重みというか責任というところは、一つ判断基準になるかと私自身は思っていて、なのでそういう報道、今はもうあくまで報道ベースですけれども。

（「簡潔にさせてくださいよ、委員長」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（野口陽輔） なぜ僕は市長にそれを言われたいか分からん。それを決めるのは私です。静かにしてください。

質問を続けて。

1. 副委員長（藤田茉里） やっぱりこちら判断を求められますので、こういう報道が出ているというところでは、やはりそこはどういう判断をこちらとしてすればいいかというところでは、一定の第三者委員会の判断というものも必要になるのかと思って質問したので、そこも徹底的に調査されるのかどうか、諮問のところに含まれるのかどうかというのを確認したかったんですけれども。

今の話ではそこまで想定していないということで理解をしましたが、それでいいですか。

1. 市長（山本 景） この1年間調査が放置じゃなく調査が進まなかったことについては、しっかり第三者委員会に、我々が調査じゃないです。第三者委員会でちゃんと調査はしてもらいます。

以上でございます。

1. 副委員長（藤田茉里） 市長は一般質問でも放置と言われても致し方ない状況だという発言をされていますが、放置という認識は持っていないということですか。

1. 委員長（野口陽輔） 議論が変な方向に行っている。

（「全く条例の審議じゃないので。でも答えよと言われたから」と呼ぶ者あり）

1. 市長（山本 景） こちらとしては放置じゃないと思っておりますが、しかし1年間調査が進まなかったということは、放置と第三者の方から批判はされても当然仕方がないというふうに思っておりますので、そこは深く反省はしています。

このことはもう何十回も委員の皆様にはお伝えはしておりますけれども、それを何度も質問されると、ちょっとこちらもなかなか対応も同じことの答弁の繰り返しになってしまいますので、どうかご容赦、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

1. 副委員長（藤田茉里） こちらとしては放置とは思っていないという明確な答弁がありました。それで十分です。

以上です。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（野口陽輔） これをもって質疑を終結します。

議案第102号について、交野市議会会議規則第101条の規定に基づき岡田伴昌委員から修正案が提出されました。

これより修正案を審査したいと思います。

なお、修正案のデータは、資料共有システムの職員によるハラスメント問題調査特別委員会フォルダー内のR071216フォルダーに格納をしております。

修正案について、提出者より説明を求めます。

1. 委員（岡田伴昌） 議案第102号につきまして修正案を提出させていただきました。

本修正案は、議案第102号 交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会設置条例の制定に対して、条文の一部を修正する修正案となります。

内容としましては、第1条中の「本市職員」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に当たる者（議会議員を除く）を含む」を加えるものとなっております。

原案では職員の範囲が定義されておられませんことから、この本市職員の範囲を明確にするため明文化する修正となっております。

また、議会の議員を除いた理由ですが、議会におきましては本年9月に議会ハラスメント防止条例を制定し、今後議会としてはこの条例を運用していくこととなっております。またその後、市の第三者委員会の整備や体制が整った後、議会も市の第三者委員会の活用をしたい旨、要望を出しているという状況です。そのため、議会と市双方の制度を共有できるようにするためには、事務的な調整も必要となることから、今回の市の第三者委員会の設置時点においては、議会の議員は本市職員に含まないほうが適正であると判断しているものです。

ご審議よろしく申し上げます。

1. 委員長（野口陽輔） これより議案第102号の修正案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（野口陽輔） 質疑なしと認めます。

あらかじめ申し上げます。本件の討論、採決は、先に修正案の討論、採決を行った後、原案の討論、採決を行います。

これより議案第102号の修正案に対する討論に入ります。討論ありませんか。

1. 委員（松永隆太） 交野市職員による不正な行為等に関する第三者委員会設置条例の制定に対する修正案について、反対の立場で討論します。

先ほど他の委員からの質問で、職員という文言の中に職員、特別職、議員も含まれるといった確認が取れているものの、今後、第三者委員会を議会でも使えるようにといったことで市への要望も議会からしている状態であります。そのため分かりやすく表記するといった趣旨については、確かに賛同いたしますものの、議会の議員を除く必要性が現時点で不明瞭であること、また、議会からの要望との整合性が合わなくなるため、修正案には反対いたします。

1. 委員長（野口陽輔） 他に。

1. 委員（皿海ふみ） 議案第102号に対する修正案に対し、日本共産党の賛成討論を行います。

今回の条例案では、職員に特別職を含んでいるとの説明がありましたが、条文上は明確には読み取れないため、職員に特別職を含むことをより明確にするための修正案に賛成します。

また、議会の議員についてもこの第三者調査委員会の対象にできるよう議会から市に要

望している過程でもあり、今後速やかに議会ハラスメント防止条例の改正と併せて、本条例も議員を含む内容に改正していくことが必要と考えております。

以上申し上げまして、賛成の討論といたします。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにございませんか。

1. 委員（松村紘子） 議案第102号 交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会設置条例の制定に対する修正案について、反対討論をいたします。

特別職明記というふうにお聞きいたしましたが、原案の職員という文言が一般職、特別職、議員を含んでいること、またそれが市の正式回答であると認識、確認ができました以上、その点には問題がないと考えています。

また、10月31日付で議会から議長を通して、市と議会でのハラスメント処理委員会の共通化という形で、第三者委員会を議会にも適用したい旨を強く要望しているにもかかわらず、今回条例から議員を外すということは整合性が取れず、結果かえってパワハラ防止条例の後退を招くことになるため、容認はできません。

以上のことから、本修正案に対しては反対をいたします。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにございませんか。

1. 委員（三浦美代子） 賛成の立場で討論します。

今回の提案理由を先ほど岡田委員からお聞きいたしました。残念ながら議会の議員を除くと、全く提案者からは公明党会派は説明は聞いておりませんが、先ほどの説明を聞き、一定の期間によりまたこれが修正されることを期待して、賛成討論といたします。

1. 委員長（野口陽輔） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（野口陽輔） これをもって討論を終結します。

これより議案第102号の修正案を挙手により採決します。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

1. 委員長（野口陽輔） 挙手多数です。

よって、議案第102号の修正案は可決すべきものと決しました。

お諮りします。

ただいま議案102号の修正案が可決すべきものとされましたが、この条項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、会議規則第199条に基づきその整理を委員長に委任されたく思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（野口陽輔） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理を委員長に委任することに決定いたしました。

次に、ただいま修正議決すべきとした部分を除く原案に対する討論に入ります。

分かりますか。さっきのは第1条のところの修正案。それ以外の原案。

次に、ただいま修正議決すべきとした部分を除く原案に対する討論に入ります。討論ありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 議案第102号 交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会設置条例の制定についての原案について、日本共産党の賛成討論を行います。

今回、職員によるハラスメントに関わる内部通報案件について、第三者調査委員会を設置し、事実関係の調査と内部通報等に係る制度の検証、組織の在り方等にも踏み込んで諮問し調査していくことが、今回の事案の問題点や教訓を明確にし、今後こうした事態を繰り返さない体制づくりに向け、重要で不可欠な対応であると考えます。

今後の案件についても第三者調査委員会を確実に機能させていくために、ハラスメント防止指針要綱の改正等改めて進めることを求めまして、賛成討論といたします。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（野口陽輔） これをもって、修正議決すべきとした部分を除く原案に対する討論を終結いたします。

これより、ただいま修正議決すべきとした部分を除く原案について採決を行います。

修正議決すべきとした部分を除くその他の部分は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（野口陽輔） ご異議なしと認めます。

よって、修正議決すべきものとした部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

1. 委員（皿海ふみ） ただいま修正可決すべきものと決しました議案第102号につきまして、附帯決議案の動議を提出させていただきたいと思っております。

1. 委員長（野口陽輔） ただいま可決、修正可決すべきものとした議案第102号について、皿海委員から附帯決議案の動議が提出されました。

これより附帯決議案を審査したいと思います。

なお、附帯決議案のデータは、資料共有システムの職員によるハラスメント問題調査特別委員会フォルダー内のR071216フォルダー内に格納しております。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1. 委員（皿海ふみ） お時間いただきありがとうございます。

それでは、議案第102号に対する附帯決議について提案理由を述べさせていただきます。

今回の職員によるハラスメントに関する内部通報案件については、議会としても重大に受け止めており、今回の事案とまた今後、第三者調査委員会が設置される場合も含めまして、第三者委員会の設置に関し市に適切な対応を求めるものです。

内容につきましては、附帯決議案の朗読をもってかえさせていただきます。

議案第102号 交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会設置条例の制定に対する附帯決議（案）。

本条例の施行に当たり、市は次の各項目について適切に対処するよう求める。

1、市は交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会（以下、第三者調査委員会という）が十分な調査を行えるよう、関係職員への協力依頼を図るなど実効的な調査環境を整備すること。

2、市は、第三者調査委員会から所掌事務の進捗状況の報告があった際は、第三者調査委員会の調査に支障がない限り、個人情報等を除き議会にも速やかに報告すること。

3、市は、第三者調査委員会の開催状況、調査の進捗状況等について、第三者調査委員会の調査に支障のない限り、市民に対し透明性のある情報発信を行うこと。

4、市は、調査終了後の報告書は個人情報等を除き議会への報告を確実にを行い、速やかに公表すること。

5、この条例の執行に当たっては、日本弁護士連合会は、地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針や消費者庁公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドラインを遵守し、交野市内部通報制度に関する要綱、その他の所要の制度整備を行い議会に報告をすること。

6、議会のハラスメント処理を行うに当たっては、第三者調査委員会に諮問できるよう共通化を図ること。

以上でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

1. 委員長（野口陽輔） 説明はお聞きの次第です。

これより議案第102号の附帯決議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（野口陽輔） 質疑なしと認めます。

これより議案第102号の附帯決議案に対する討論に入ります。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（野口陽輔） 討論なしと認めます。

これより議案第102号の附帯決議案を採決します。

本件は、皿海委員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（野口陽輔） ご異議なしと認めます。

よって、本件は可決されました。

ただいま議案第102号の附帯決議案の動議が可決されましたが、本会議では、参考情報として委員長報告をするのみとなります。

本会議において審議したい場合は、改めて議員提出議案として提出いただく必要があることをご理解ください。

次に、議案第103号 市長及び副市長の給料月額削減に関する特別条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 委員（皿海ふみ） 提案の理由のところ、市の責任を明確にするための削減ということなんですけれども、現時点において、市としての対応のどこに問題があって、どこを反省していることについての削減の提案なのかというところを改めてお聞かせください。

1. 市長（山本 景） お答え申し上げます。

複数点ございますが、まず、通報に至るまで10数年の歳月を要したものの、また10数年とはいかないまでもやはり長い年月を要した案件もあります。その間、被害に遭ったとされる方は相当程度の苦しみを味わっていると思っております。

やはりそこについての責任というのは、私はあるというふうには思っておりますし、過

去の歴代の市長であったとしても現在の市長は私でございますので、その責任は私が負うべきだというふうには考えているところでございます。

もう1点といたしましては、通報されてから1年以上、調査が進まなかったことについては、やはり要綱に縛られたとかいろんな経緯があるとはいえ、やはり調査に多大な時間を要してしまったことは否めないと思っております。この部分については、反省をすべきだと思っておりますので、その点。

あともう1点といたしましては、通報は9件でございます。うち1件はもう音声も出ております。客観的、具体的なものも出ており、確実ではないですけれどもやはりパワハラに当たる可能性は極めて高いというふうには考えております。それによりまして、本市の社会的な評価というのは低下をしたというふうには考えております。

それら3点を考慮をいたしますと、現時点においてもまだ第三者委員会の調査結果というのは出ていませんが、やはり特別職としての結果責任というのはある。あるイコール負うべきだというふうに判断はいたしまして、現時点において一定責任は明示はすべきであるというふうに考えて、提案に至ったところでございますので、どうかご理解くださいますようお願い申し上げます。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） どうもありがとうございます。特別職としての一定の責任を示したいということなんですけれども、今回の事案に対する市やまた特別職の方の責任の大きさというのが、現時点では今回、減額されている内容というのが相当するとか、妥当な減額の幅であるということの議会で提案されているということではよろしいでしょうか。

1. 市長（山本 景） 主に3点は先ほど答弁をいたしましたので、そこからじゃ量刑という表現が正しいかどうか分からないんですけれども、処分の軽重のところ、重い、軽いのところに関しましては、請求されている資料のところの一番最後のページに、過去の減額の内容のところにつきまして記載はさせていただいて、議会の皆様にお示しをいたしました。それらを照らし合わせますと、過去の本市における特別職の処分というのは、基本減給に当たるものであり、その基準、他市においてはそれよりも重くなったりとかしていますけれども、本市におきましては、一定10分の1の月額報酬の減額が基準となっており、あとはどれぐらいの期間なのかというところでございます。

他のものと比較をいたしましたら、やはり一定目安となる場所は、やはり過去の不法占用のところを10年間ほど事実上、放置と言われても仕方がないような状況にしていた件が1件ありまして、そちらに一定の近いもの。もちろん社会的な影響のところに関しては、比較がなかなか難しいところではありますけれども、そちらで類推適用するのが一番妥当であるかというふうに考えまして、それと同じ10分の1の減額を2か月と一旦させていただきます。

今回この後にまた第三者委員会が開かれて、当然、委員長の皆さん等からの結果のご報告を伺うことにはなりますので、一旦そちらの報告を伺った上で、改めてこの減額内容等が妥当かどうかについては判断はさせてもらえたらなと思っておりますが、一定程度この時点において結果の責任、職員だったら経過責任だと思いますけれども、結果の責任のところは一定明確にしたいなという思いでご提案をいたしたところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（皿海ふみ） 過去の例に倣ってというところが、ちょっと腑に落ちないところではあります。市としての責任を明確にするというのであれば、やはり第三者委員会の報告を見なければ私たちが判断しにくい面が多いということにしておきます。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにありませんか。

1. 委員（岡田伴昌） これ令和8年4月1日からになっているんですけども、その理由というのは何かあるんですか。

1. 市長（山本 景） 開始日のところに関しまして、お答え申し上げます。

本来であるならば、この議会が終わった後に、システム上とかの都合もあって、速やかに、例えば2月とか3月にやるというのが本来だとは思っています。

今後、第三者委員会を控えております。第三者委員会の判断というのは、1月、2月、3月ぐらいにて調査、判断になるとは思っております。その判断も一定加味をしようと思いたしますと、それらが終了してからのほうがより妥当ではないかなというふうには考えております。当然その間におきまして、3月議会もありますので、そういった状況等も勘案をいたしまして、もうあえて今回は4月、5月というふうに後の月を選んだところでございます。

一般的に、例えば刑法とかの場合においては1回処分をしたものを改めて処分をするというのは困難なものであり、今回、市長、副市長につきましては一定このような形にて、特例条例を提出はいたしておりますけれども、1回減額してまた別に減額というのは、ちょっと我が国の懲戒においてあまりふさわしいのかどうかという考え方もあるというふうに思っておりますので、あえて今回については、実施日につきましては、4月と5月ということで皆様に提案しておりますので、どうかご容赦、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 副委員長（藤田茉里） 今の質問、答弁に絡んでですけども、第三者調査委員会の結果が2月、3月ということをして市長が触れられたんですけども、先ほどの条例設置の議案質疑の中で、第三者委員会の調査時間というのは第三者委員会が決めるというふうに言われていて、3月に終わるかどうかというのは、今の段階で市が判断することそのもの自体が、私は適当ではないのかなと思うんです。

市としては、3月に終わるだろうというのは何を根拠に考えて、それを踏まえて4月、5月に減給というふうに判断しているのか、そこがちょっと私には腑に落ちないんですけども、もう少し説明いただけますか。

1. 総務部長（阿佐正和） お答え申し上げます。

委員おっしゃられるとおり、いわゆる審議スケジュールに関しましては第三者委員会の中でまとめていくこととなります。今回、年度内であるところで一旦は切らせてはいただいているんですけども、基本的には年度内で終了を想定しておりましたが、ただ当然、委員会の中で決めていただく内容になりますので、当然、延長されるというところも想定としてはございますので、我々が必ずこの年度内で終わらせてくれというような話ではないというところでもあります。

1. 副委員長（藤田茉里） ということは、ここに書かれている資料も根拠としては少し不明確なものかなというふうに思います。

それと、あと例えば減額の幅、資料171ページに書いているんですけども、例えば

10%を増やすのか、減らすのか、延長の可能性というのも書かれているんですけども、これは2か月から例えば4か月に幅を増やすのかどうかという意味合いなのか、ここも記載の意味もちょっといろいろ取れるかなと思ってまして、どういうふうに理解をすればいいのか教えてください。

1. 市長（山本 景） 最終的には、第三者委員会の判断が下ってからにはなるんですが、こちらの判断でやはり重い責任があるというふうになった場合につきましては、例えば期間に関しましては追加をする場合もあるでしょうし、もしくはその際には、金額幅を重くしたりというのはあり得るのかなというふうには考えているところでございますが、現時点におきましては第三者委員会というのは、結果が出てないばかりかまだ開かれてもいない状況ですので、ちょっとたればの話になってしまいますので、それ以上については答弁がなかなか難しいということでお答え申し上げるところでございます。よろしく願いいたします。

1. 副委員長（藤田茉里） 例えば、この第三者委員会の調査が半年以上続くとかなった場合は、その結果が出てから、今ここでは4月、5月というふうに書かれていますけれども、半年以上たつとなれば、そのたった時点で改めてその減額幅を検討してとなるんですよ。そういうことですよ。では、条例として今回通したとしても、いつ具体的に執行されるかというのは、今明確には答弁できないということですよ。

1. 市長（山本 景） 一部繰り返しにはなりますが、こちらがもし可決された場合については4月、5月に関しましては、10%の減額にはなります。

第三者委員会が2月や3月に終了するならば、それを含めてまた改めて3月議会に、もちろん結果の内容にもよりますけれども、お諮りすることにはなるのかなというふうには考えております。もし、第三者委員会が延びるとなった場合については、延びたときの延びた結果を含めて、その結果を伺った上での改めての判断にはなるかなと思っております。

いずれにいたしましても、第三者委員会というのは開かれてもいない、まだ条例に関しましてはこれから本会議で最終日にてご議決を賜る予定であるというところで、たればに関しての質問にはなかなか答えにくいところでありまして、あくまで今回出している特例条例に関しましては、現時点で明らかなことになっている部分に対しての部分でございますので、ご容赦、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 副委員長（藤田茉里） 4月、5月で10%2か月というのは執行して、その後、第三者委員会の結果を踏まえ……

（「違う」と呼ぶ声あり）

1. 副委員長（藤田茉里） 今の先ほど市長の答弁の意味がちょっと私には理解できてなくて、私、今のお話を聞いて思ったのは、4月、5月で10%2かみをまず執行し、その後にもし出てくるようであれば、そのタイミングでまたその結果を踏まえて、その処分の内容は検討するっておっしゃったと思ったんです。

そうであるなら、3月に第三者委員会の結果が出ていればこのとおりに進むのかなと思うんですけども、出てなかったときのことを市長としては答弁されたのが、例えば2回同じことで裁くのはいかがなものかと一方で言っているにもかかわらず、例えば第三者委員会の調査が半年なり延びた場合には、4月、5月で一旦10%2かみをやった上で、もう一回結果を踏まえてもう一度同じようなことをやるというのは、私は矛盾に感じたんです。なので、ちょっと理解に苦しんでいるんですけども、もう一度そこを明確に教えて

ください。

1. 市長（山本 景） 現状における想定といたしましては3か月、調査期間については1月、2月、3月を想定しております。ただ、まだ現時点においては、第三者委員会というのは開かれていないところでございます。委員の方がどれぐらいの期間というのをお示しをくださるというふうには思っておりますけれども、現時点では不明でございます。

ただ、当然このような報道がされた、その3点のところはもう冒頭で説明いたしまして、一定責任はあると思っておりますので、それに対して市民の方から何もけじめをつけないのかと言われたら、当然、私というのは特別職でございますので、説明責任があるわけでございます。説明責任を果たすためには、一定直近の議会において一定けじめとなるものはお示しをしたいというふうには思っているところでございます。

もし、今回の調査委員会が延びた場合については、延びた段階における改めての判断にはなるのかなと思っております。それはそれなりの事情があつて結果として複数回の処分になるということなので、事情があつてのこととでございます。私が意図的に自分を2回処分したというのではなく、第三者委員会が第三者委員会の判断で延長したことによって、結果として処分が2回に分かれてしまったということなので、十分に事情は説明はできるものというふうには考えておりますし、別に処分2回に分かれたから、特別職の場合は違法になるとかそういったものではないというふうには考えているところでございます。

ただ、こちらといたしましては、たればの話ばかりで質問されても答えられない、これは別に私に対してだけじゃなくて全ての理事者に対しても仮定ばかりを問われても、それはなかなか答弁できないというところですので……

1. 委員長（野口陽輔） 市長、それを指摘するのは私なんやけど。
1. 市長（山本 景） ご理解くださいますようお願い申し上げます。
1. 副委員長（藤田茉莉） たればの話でしか質問ができないような議案をそもそも出さないでいただきたい。だって、申し訳ないけれども、第三者委員会の調査結果はいつ出るのか、今の段階ではたればなんですよ。3月に出るかどうかもたればなんですよ。分からないですよ。何の根拠もなく3月までには出るだろうと考えて、その調査結果を踏まえた上でまた検討するということが言われているんです。それを議案として投げられている、審議を求められているんです。なので、明確に判断が、こちらとしてこの10%2か月が妥当なのかどうかということが、今の段階では本当にたればです。判断できない。困ります。以上です。
1. 委員（岡田伴昌） 先ほど市長からもありましたけれども、一旦とか妥当かどうか判断しかねる。我々としてもこれ非常に現状で、正しいか、判断できかねる状況ですので、できたら第三者調査委員会から一定報告が上がってくるまでは、閉会中の継続審査を要望したいと思います。
1. 委員長（野口陽輔） ただいま議案第103号について、岡田伴昌委員から閉会中の継続審査を求める動議が提出されました。
- これより本動議に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(発言する者なし)
1. 委員長（野口陽輔） 質疑なしと認めます。
- これより本動議に対する討論に入ります。討論ありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 現時点におきまして、今回の減額の内容が妥当なのか判断するのが難しいため、継続して審議することに賛成いたします。
1. 委員長（野口陽輔） ほかにありませんか。  
(発言する者なし)
1. 委員長（野口陽輔） これをもって討論を終結します。  
これより議案第103号の閉会中の継続審議を求める動議を採決します。  
本件は、岡田伴昌委員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
1. 委員長（野口陽輔） ご異議なしと認めます。  
よって、本件は可決されました。  
そのため、本委員会の閉会中の継続審査申出を議長に提出いたします。なお、本会議での議決により継続審査が決定することにご留意ください。  
質疑に戻りますけれども、ほか質疑ありませんか。  
(発言する者なし)
1. 委員長（野口陽輔） これをもって質疑を終結します。  
以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。  
なお、委員長報告の作成は、私に一任ということでご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
1. 委員長（野口陽輔） ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

～これ以降は、別案件のため省略～

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

校正前原稿